

★「財産債務調書」制度について

これまで「財産債務明細書」という形で年間所得金額が2,000万円以上の納税者には自己の財産・債務を記載し提出することが義務付けられていましたが、これを見直す形で平成27年分の確定申告からは「財産債務調書」の制度が創設されました。

そして国税庁からは財産債務調書関係のFAQも公開されていますので、今回は「財産債務調書」についてその概要をご案内します。
(若林 茂)

◎提出義務のある人は？

国外財産調書の提出が必要となるのは、確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の所得金額が**2,000万円を超え**、かつ、その年12月31日時点で「**3億円以上の財産**」又は「**1億円以上の国外転出特例対象財産**（注）」を有する方です。（（注）国外転出特例対象財産とは、一定の有価証券・未決済信用取引等に係る権利等をいいます。）

従前の「所得基準」だけでなく「財産に関する基準」が追加されたため、対象者は限定されることになりました。

【財産債務調書の様式】

平成××年12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者	住所		氏名		（電話）		
	住	所	氏	名	—	—	
財産債務の区分	種類	用途	所	在	数量	当該年終時点の取得原価又は取得価額	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1		1 250㎡	250,000,000	
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3		1 500㎡	110,000,000	
建物		一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501		1 95㎡	89,000,000	土地を含む
			建物計			(199,000,000)	
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行△△支店			38,961,915	
有価証券	上場株式(B社)	一般用	△△証券△△支店		5,000株	6,500,000 6,450,000	
証券以外の有価証券		一般用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社 B		100口	100,000,000 140,000,000	
有価証券以外の有価証券	先物取引(〇〇)	一般用	××証券××支店		100口	30,000,000 29,000,000	
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇△△			3,000,000	
未収入金	売掛金	事業用	東京都豊島区〇〇2-1-1 株式会社 C			1,500,000	
未収入金	売掛金	事業用	その他10件			2,300,000	
			未収入金計			(3,800,000)	
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3		3個	6,000,000	
その他の動産	家庭用動産	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3		20個	3,000,000	
その他の財産	委託証拠金	一般用	××証券××支店			10,000,000	
借入金		事業用	〇〇銀行△△支店			20,000,000	
未払金	買掛金	事業用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社 D			1,500,000	
その他債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇2-3-4 株式会社 E			2,000,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額(34,000,000)円)						89,000,000	
財産の価額の合計額			778,211,915		債務の金額の合計額		23,500,000
(摘要)							

◎記載内容は？

従前からは財産の「種類」「細目」「価額」が記載内容とされていましたが、改正後は「種類」「用途」「所在」「数量」「価額」の記載が必要とされ、その記載内容が充実されました。

しかも有価証券等については**銘柄**や**取得価額**についても記載が必要とされました。

また、「価額」については原則として「**時価**」を記載することとされ、その時価に準ずるものとして「**見積価額**」も認められましたが、その算定方法については国税庁が公開したFAQにおいて例示され、正確な記載が求められています。「非上場株式」などは売買実例価額等がない場合には直近に終了した事業年度の決算書等に基づく純資産価額の持分相当とする方法が例示されています。

◎その他の措置としては？

従前の「財産債務明細書」にはなかった措置として「財産債務調書」を提出期限内に提出した場合には、その記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が**5%軽減**されます。しかし、提出期限内に提出されなかった場合又は提出期限内に提出された調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合には、逆に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が**5%加重**されます。

<財産債務調書のポイント>

- ① 提出義務者は財産基準が追加され、要件としては緩和され、対象者は限定された。
- ② しかし、記載内容は詳細になり、対象者にとって煩雑で手間のかかるものとなった。
- ③ さらに、加算税等について軽減・加重の措置を設け実効性の高い制度を目指した。
⇒ 最近の課税当局の関心事項である富裕層の財産把握と課税漏れ防止の意図が強く表れたものとなっている。

※ 以上のように、対象者となってしまった方には負担を強いられる制度となりそうですが、ご自身としても財産債務を把握する良い機会と考え、相続対策などのきっかけとされてはいかがでしょうか。